

今年 11 月 5 日 (火) から開始

# 住民票とマイナンバーカードに 旧姓 (旧氏) が併記できるようになります!

政令改正により、11月5日(火)から旧姓(旧氏)を住民票とマイナンバーカードに併記できるようになります。これにより、婚姻などで姓が変更となった場合でも保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧氏のまま引き続き使えたり、仕事などの場面でも旧姓で本人確認できたりすることが可能となります。

住民票に旧姓を併記するためには11月5日(火)以降に窓口で請求手続きを行っていただく必要があります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証の署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。請求手続きには、旧姓が記載された戸籍抄本などの添付が必要です。旧姓は一つだけ併記できます。旧姓が複数ある場合は、併記する旧姓を選択できます。

●手続き受付窓口/住民課(吉備庁舎)・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・清水行政局住民福祉室



## 旧姓併記についての Q & A



**マイナンバーカードを持ってなくても、旧姓併記する手続きはできますか？**

マイナンバーカードをお持ちでない場合であっても、国内に住所を有する方は、通知カードに旧姓を追記するか、マイナンバーカードを新規に作成することができます。

既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

**旧姓としては、どのようなものを併記できますか？**

旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍抄本などに記載されている過去の姓の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカードまたは通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります)。

なお、引っ越しで他の市町村に転入した場合、住民票などに併記されている旧姓は引き継がれます。

**結婚して姓が変わったのですが、既に住民票などに併記されている旧姓はどうなるのでしょうか。**

既に住民票に併記されている旧姓は、姓が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ姓の変更の直前に戸籍に記載されていた姓に変更が可能です。

**旧姓を削除することはできますか？**

必要なくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。

ただし、旧姓を削除した場合には、その後、姓が変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。

**住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか？**

住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の方のみを表示することはできません。

**旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する書類として戸籍抄本などが必要とのことですが、住民票などに併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか？**

旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍抄本などから現在の姓が記載されている戸籍に至る全ての戸籍抄本などが必要となります。